

○経済産業省令第 号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくはは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

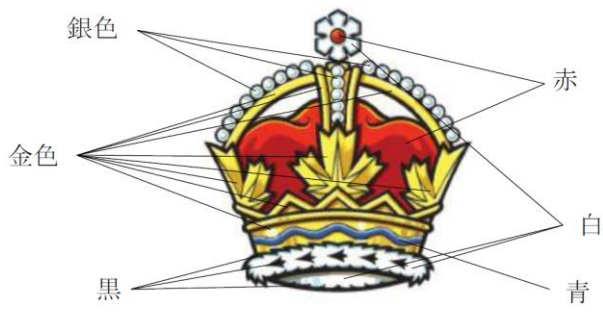
別表第二中カナダの項に次のように加える。

二十一 外国紋章



黒

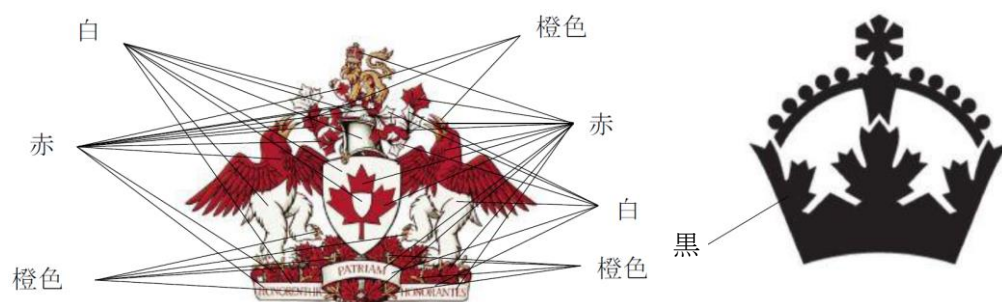
二十二 外国紋章



---

二十三  
外国紋章

二十四  
外国紋章



---

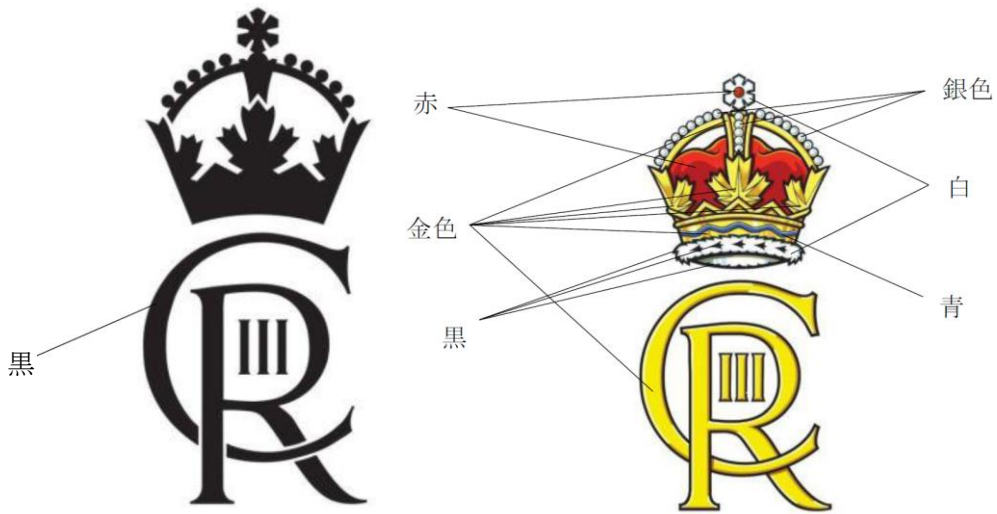
二十五  
外国紋章

二十六  
外国紋章



二十七 外国紋章

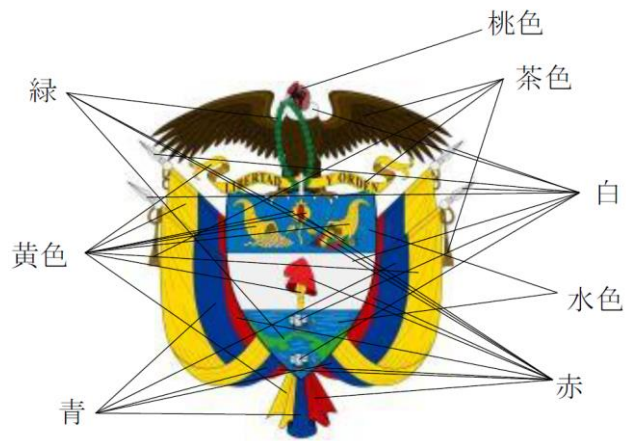
二十八 外国紋章



別表第二中チリの項の次に次のように加える。

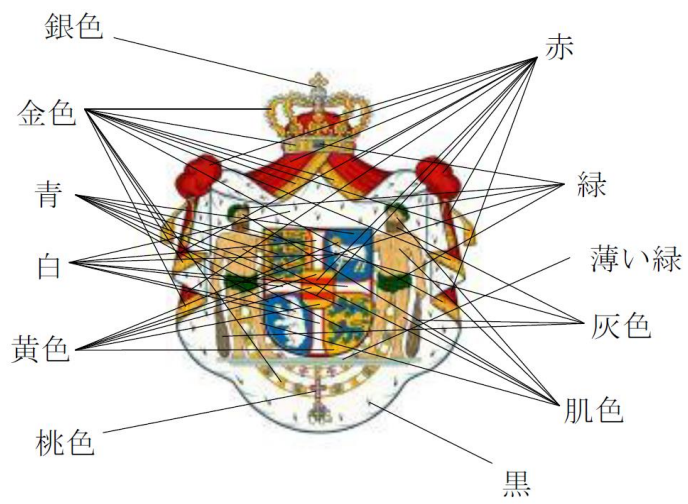
コロンビア

一 外国紋章



別表第二中デンマークの項に次のように加える。

八 外国紋章



別表第二中キルギスの項に次のように加える。

二 外国紋章



別表第四中欧州連合軍司令部の項の次に次のように加える。

持続可能な発展の ためのフランコ フォニー機構	一 持続可能な発展のためのフランコフォニー機構 二 Institut de la Francophonie pour le développement durable 三 IFDD
-------------------------------	--



別表第四中装備協力共同機関の項に次のように加える。

六



別表第四中ワインに関する国際事務所の項の次に次のように加える。

国際オリーブ協会

一 国際オリーブ協会

二



深緑

附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。